

政令番号32 アントラセン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」(平成28年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・移動量合計
		大気への排出	水域への排出	土壌への排出・所内埋立	排出量合計	下水道への移動量	廃棄物搬出	移動量合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県	5.0E-1			0.5				0.5
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県	3.2E+1			32.3				32.3
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県	1.0E-1			0.1				0.1
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県	7.8E+2			780.0		2.0E+2	200.0	980.0
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県						6.9E+3	6,900.0	6,900.0
25	滋賀県	1.0E+1			10.0				10.0
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県	1.4E+1			14.0				14.0
29	奈良県								
30	和歌山県	1.0E-1			0.1		1.3E+2	130.0	130.1
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県						2.5E+1	25.0	25.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県	7.0E+2			698.9				698.9
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国		1.5E+3			1,535.9		7.3E+3	7,255.0	8,790.9

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。